

合理的配慮の観点（3 観点 11 項目）

（1）教育内容・方法

（1）－1 教育内容

（1）－1－1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するため、また、個性や障害の特性に応じて、その持てる力を高めるため、必要な知識、技能、態度、習慣を身に付けられるよう支援します。

（1）－1－2 学習内容の変更・調整

認知の特性、身体の動き等に応じて、学習活動の内容や量、評価の方法等を工夫します。

（1）－2 教育方法

（1）－2－1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

障害の状態等に応じた情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、教材（ICT 及び補助用具を含む）の活用について配慮します。

（1）－2－2 学習機会や体験の確保

学習空白が生じることや障害の状態により経験が不足することに対し、学習機会や体験を確保する方法を工夫します。

（1）－2－3 心理面・健康面の配慮

学習の予定や進め方を分かりやすい方法で知らせておくことや、それを確認できるようにすることで、心理的不安を取り除くとともに、周囲の状況を判断できるようにします。

（2）支援体制

（2）－1 専門性のある指導体制の整備

学校全体として専門性のある指導体制を確保することに努めます。そのため、学校内外の関係者の共通理解を図るとともに、関係機関等との連携を行います。

（2）－2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発をはかるための配慮

障害によって日常生活や学習場面において様々な困難が生じることについて周囲の児童生徒の理解啓発を図ります。周囲の人に理解を広げる方法等を考え実践する機会を設定します。また、保護者、地域に対しても理解啓発を図るための活動を行います。

（2）－3 災害時等の支援体制・整備

災害時等の対応について、危機の予測、避難方法、災害時の人的体制等、災害時体制マニュアルを整備し、避難訓練等の取組に当たっては、一人一人の障害の状態等を考慮します。

（3）施設・設備

（3）－1 校内環境のバリアフリー化

障害のある幼児児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、障害の状態等に応じた環境にするために、施設の整備を計画する際に配慮します。

（3）－2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

児童生徒一人一人が障害の状態等に応じ、十分に学習に取り組めるよう、必要に応じて様々な教育機器等の導入や施設の整備を行います。

（3）－3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

災害時等への対応のため、障害の状態等に応じた施設・設備を整備します。